

2023 年 11 月 20 日

法務大臣 小泉龍司 様

鈴木博人（中央大学教授）
二宮周平（立命館大学名誉教授）
山口亮子（関西学院大学教授）
坂本洋子（mネット理事長）兼事務局

離婚後の共同親権導入に伴う法制度整備についての要望書

2021 年 2 月 10 日の法制審議会に対する法務大臣からの諮問（「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」）を受け、以降、家族法制部会が数次にわたり開催されてきました。この間の関係各位のご努力に敬意を表するとともに、今次審議の大きな柱である離婚後の共同親権の導入に伴う具体的な規律等について、さらに検討を進めていただきたく、ここに本要望書を提出する次第です。

日本では、毎年約 18 万件的離婚があり、そのうちの約 6 割に未成年の子がいます。婚姻中は父母が共同親権者ですが、離婚した場合は父母のどちらかが単独で親権者となります。離婚の際には必ず父母のいずれかを親権者として決定する必要があるとあり、協議離婚の場合は父母間の協議により決定します。離婚について協議が調わない場合、家庭裁判所において調停離婚・審判離婚や和解離婚、裁判離婚が成立する際にも、必ず父母のいずれかを親権者と定めなければなりません。

そのため、親権者になれないと、子と会うことができなくなるのではないかと、養育にかかわることができないのではないかとという不安が、親権争いを熾烈にさせ、父母の葛藤に直面して辛い思いをする子も少なくありません。中には、監護実績を作るために、協議や合意のないまま父母の一方が子との同居を確保し、別居親に会わせない、面会交流（親子交流）を著しく制限するといった事態が生じることもあります。

他方、離婚後は一切子との連絡を断ち面会しない親、養育費の支払いをしない親も少なくありません。厚労省「全国ひとり親世帯等調査結果報告」（2021 年 11 月）によると、離婚母子世帯において、離婚時に「養育費支払いの取り決めあり」は 51.2%ですが、「現在も受給」は 30.8%です。「面会交流の取り決めあり」は 33.7%であり、「現在も実施」は 32.7%です。約 7 割の子どもたちが別居親との親子関係を断たれています。

子どもの最善の利益のためには、高葛藤の事案を可能な限り減少させ、父母双方の養育責任の継続を明確にし、親権者を協議で定める場合も、父母が親としての責任を自覚し、子の意思や利益を優先的に考えることができる仕組みが必要不可欠です。法制審議会家族法制部会では、離婚後の子の養育の在り方について、法改正に向けた審議が行われてきました。2022 年 11 月

には、これまでの議論を整理した中間試案がとりまとめられました。中間試案では、基本原則として、子の最善の利益の確保、DV・暴力への配慮、未成年の子の親の養育責任の明記、子の意思の尊重という総論的な規律も提示されました。2023年4月18日、家族法制部会は離婚後の単独親権制度を見直し、共同親権を認めることを大枠で合意し、その後、具体的な検討が進んでいるようです。家族法制部会が離婚後の単独親権制度の見直しの方針を出し、共同親権の導入を提案されたことについて賛同したいと存じます。

共同親権となった父母の場合、日常の養育者、養育費の分担、面会交流、子のために父母が協議すべき事項など具体的ルールを定めておく必要があります。私どもは協議離婚や調停離婚の手續に入る前に親へ適切な情報提供を行うことが有益であると考えます。また、夫婦間の葛藤があったり、DVがあったりするなど、夫婦による合意形成が困難な場合への対処が必要で、DV事案に適切に対応できる制度の整備も必要となります。家族法制部会において、共同親権の導入に伴う具体的規律の検討を進めるとともに、これと平行して、法務省やこども家庭庁を中心とした関係省庁や裁判所において、離婚手續前、離婚手續中、離婚後の支援体制や家庭裁判所の役割についてさらに検討を進めていただくことを要望いたします。

日本が批准した国連児童の権利条約は、「児童は……できる限りその父母を知り、かつその父母によって養育される権利を有する」(7条1項)と定めます。子は、父母の婚姻の有無にかかわらず、父母に対して養育を求めることができ、父母は婚姻の如何にかかわらず、子の養育について共同の責任があります。親の関係性によって子の権利が左右されてはなりません。共同親権は、法務大臣からの諮問にもありました様に、「子の利益の確保」の観点から検討されるべきであることを申し添えたいと存じます。

特定非営利活動法人



民法改正情報ネットワーク

ホーム	mネット通信	mネットの活動	民法改正とは	リンク
-----	--------	---------	--------	-----

ホーム > 離婚後の共同親権導入に伴う法制度整備についての要望書

離婚後の共同親権導入に伴う法制度整備についての要望書

[離婚後の共同親権導入に伴う法制度整備についての要望書](#)

【賛同者】

青木 聡（大正大学教授）、家永 登（専修大学元教授）、生田 秀（弁護士）、
 生駒俊英（福井大学准教授）、泉 徳治（弁護士、元裁判官）、犬伏由子（慶應義塾大学名誉教授）、
 岩志和一郎（早稲田大学名誉教授）、入江秀晃（九州大学大学院教授）、
 上田理恵子（駒澤大学教授）、大杉麻美（日本大学教授）、
 太田勝造（明治大学教授、東京大学名誉教授、弁護士）、大森啓子（弁護士）、
 岡田好弘（駒澤大学准教授）、小田切紀子（東京国際大学教授）、小田耕治（元裁判官）、
 小田八重子（元裁判官）、改崎敏子（司法書士）、加藤祐司（弁護士）、片山登志子（弁護士）、
 金 亮 完（大阪経済法科大学教授）、草野智洋（琉球大学准教授）、合田篤子（金沢大学教授）、
 五島京子（国士舘大学教授）、佐々木 健（専修大学教授）、佐藤千恵（京都府立大学教授）、
 椎名規子（元拓殖大学教授）、穴戸育世（近畿大学助教）、柴田英和（司法書士）、
 冷水登紀代（中央大学教授）、鈴木伸智（愛知学院大学教授）、高橋大輔（茨城大学准教授）、
 高橋利安（広島修道大学名誉教授）、高橋 敏（国士舘大学名誉教）、高橋由紀子（元帝京大学教授）、
 高良沙哉（沖縄大学教授）、田口乃子（司法書士）、武川恵子（昭和女子大学特命教授）、
 竹中智香（駒澤大学教授）、田中通裕（関西学院大学名誉教授）、谷 英樹（弁護士）、
 陳 宇澄（熊本学園大学教授）、床谷文雄（奈良大学教授、大阪大学名誉教授）、
 鳥羽耕一（弁護士、元裁判官）、内藤光博（専修大学教授）、中田英幸（駒澤大学准教授）、
 中野美和（司法書士）、中村多美子（弁護士）、中山直子（弁護士、元裁判官）、
 成澤 寛（山梨学院大学教授）、野口康彦（茨城大学教授）、野沢慎司（明治学院大学教授）、
 野沢紀雅（中央大学名誉教授）、浜田真樹（弁護士）、濱野 健（北九州市立大学教授）、
 林 陽子（弁護士）、原田綾子（名古屋大学教授）、藤井春樹（司法書士）、
 藤原道子（弁護士、元裁判官）、古川直子（司法書士）、松久和彦（近畿大学教授）、
 間瀬清史（駒澤大学教授）、南方 暁（新潟大学名誉教授）、三宅篤子（中央学院大学教授）、
 本澤巳代子（筑波大学名誉教授）、森田悦史（国士舘大学教授）、森野俊彦（弁護士、元裁判官）、
 山口芳子（弁護士）、山本健太郎（弁護士）、善積京子（追手門学院大学名誉教授）、
 若林昌子（元裁判官）、渡邊祥子（弁護士）、渡邊知行（成蹊大学教授）、
 渡邊泰彦（京都産業大学教授）、
 （11月25日現在）

【寄せられたご意見】

親子の縁は基本的に一生続くものですので、少なくとも子どもが自立するまでは、親の責務（子にかかわること、経済的な点も含めて）は果たしてもらいたいと考えています。それを支えるのが親権ではないかと考えます。離婚を経験する子どもの割合が増えていることを考えますと、まずは共同親権に舵を切って、配慮を必要とする困難事例に関しては、家裁の機能強化のほか、子ども家庭センター、ひとり親家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター等の機能を大幅に拡充し、厚い支援をすることが必要と考えています。（弁護士）

共同親権の導入について根強い反対や不安があることは承知していますが、実際の家族は、DV被害者と子が暮らす家族のみでなく、離婚時に取り決めがなく親子の縁が切れてしまうケース、暴力等の理由がなくても同居親の拒否により親子面会ができていないケース、子から面会を求めても断る別居親、DV加害者が子を監護しているケースなど、別居する家族の態様は種々多様です。子の利益を守るならば、単独親権の選択肢も残しつつ、父母双方の養育責任と権利を明確にする共同親権制に踏み出し、同時に脆弱な家族を支援するしっかりした仕組みを作ることが必要だと思います。（弁護士）